

岩手県規則第18号

岩手県知事事務局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事事務局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(総務部の分課等及びその分掌事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>入札担当の分掌事務</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>放射線影響対策担当の分掌事務</p> <p>(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に伴う原子力発電所の事故による放射性物質影響対策の総合的な企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(2) 東日本大震災津波に伴う原子力発電所の事故に係る損害賠償請求及びその総合的な調整に関すること。</p> <p>3 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>給与人事担当の分掌事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 職員の能力開発に関すること。</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>行政経営担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 行財政改革及び事務の適正化その他行政経営の企画及び調整並びに推進に関すること。</p> <p>(5) 外部監査契約に基づく監査に関すること。</p> <p>(6) 地方独立行政法人評価委員会に関すること。</p> <p>4 財政課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>調査担当の分掌事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 出資等法人の指導監督の総括に関すること。</p> <p>予算担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>[略]</p> <p>8～10 [略]</p> <p>(政策地域部の分課及びその分掌事務)</p>	<p>(総務部の分課等及びその分掌事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>行政経営担当の分掌事務</p> <p>(1) 内部統制に関する事務の総括に関すること。</p> <p>(2) 行財政改革その他行政経営の企画及び調整並びに推進に関すること。</p> <p>(3) 外部監査契約に基づく監査に関すること。</p> <p>(4) 出資等法人の指導監督の総括に関すること。</p> <p>(5) 地方独立行政法人評価委員会に関すること。</p> <p>入札担当の分掌事務</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>給与人事担当及び組織担当の分掌事務</p> <p>(1) 職員の能力開発に関すること。</p> <p>給与人事担当の分掌事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>組織担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>4 財政課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>調査担当の分掌事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>予算担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 自動販売機設置に係る県有財産の貸付けの契約における一般競争入札参加者の資格に関すること。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>[略]</p> <p>8～10 [略]</p> <p>(政策地域部の分課及びその分掌事務)</p>

第8条 政策地域部に次の室及び課を置く。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 台風災害復旧復興推進室

(8) [略]

2～5 [略]

6 地域振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

県北沿岸振興担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 三陸ジオパークの推進に関する事

(4) [略]

交通担当の分掌事務

(1) 公共交通に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)

(2) 自動車運転代行業に関する事

地域連携推進担当の分掌事務

(1) [略]

7 [略]

8 台風災害復旧復興推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

台風災害復旧復興推進担当の分掌事務

(1) 平成28年台風第10号による災害からの復旧及び復興に係る施策の総合的な調整及び推進に関する事

台風災害現地対策担当の分掌事務

(1) 平成28年台風第10号による災害からの復旧及び復興のために岩泉町が行う施策の推進の支援に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)

9 [略]

(文化スポーツ部の分課及びその分掌事務)

第8条の2 文化スポーツ部に次の室及び課を置く。

(1)～(3) [略]

(4) ラグビーワールドカップ2019推進課

2 [略]

3 文化振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

文化芸術担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

[略]

4 [略]

5 ラグビーワールドカップ2019推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画担当の分掌事務

第8条 政策地域部に次の室及び課を置く。

(1)～(4) [略]

(5) 三陸防災復興プロジェクト2019推進課

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 交通政策室

2～5 [略]

6 三陸防災復興プロジェクト2019推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画担当の分掌事務

(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の開催準備の総合的な企画及び調整に関する事

(2) 三陸防災復興プロジェクト2019の広報に関する事

運営担当の分掌事務

(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の運営に関する事

7 地域振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

県北沿岸振興担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 平成28年台風第10号による災害からの復旧及び復興に係る施策の総合的な調整及び推進に関する事

(4) 平成28年台風第10号による災害からの復旧及び復興のために岩泉町が行う施策の推進の支援に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)

(5) [略]

地域連携推進担当の分掌事務

(1) [略]

8 [略]

9 [略]

10 交通政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

地域交通担当の分掌事務

(1) 公共交通に関する事(空港振興担当及び他課等の主管に属するものを除く。)

(2) 自動車運転代行業に関する事

空港振興担当の分掌事務

(1) 空港の振興に関する事

(2) 航空に関する事

(文化スポーツ部の分課及びその分掌事務)

第8条の2 文化スポーツ部に次の室及び課を置く。

(1)～(3) [略]

(4) ラグビーワールドカップ2019推進室

2 [略]

3 文化振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

文化芸術担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 先人の顕彰に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)

(6) [略]

(7) [略]

[略]

4 [略]

5 ラグビーワールドカップ2019推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画担当の分掌事務

(1) 平成31年に開催されるラグビーワールドカップ大会（以下「ラグビーワールドカップ大会」という。）の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) ラグビーワールドカップ大会の広報に関すること。

大会運営担当の分掌事務

(1) ラグビーワールドカップ大会の運営に関すること。

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2 環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

温暖化・エネルギー対策担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

3～8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

企画担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 人口動態調査、国民生活基礎調査、医療施設調査及び患者調査に関すること。

(5)～(7) [略]

[略]

3 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

国保担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の指導監督に関すること（介護保険に係るものを除く。）。

(3)・(4) [略]

(5) 国民健康保険事業の運営の指導に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) 国民健康保険審査会、後期高齢者医療審査会及び国民健康保険運営協議会に関すること。

4・5 [略]

6 障がい保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

こころの支援・療育担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(10) 新たな岩手県立療育センターの整備に関すること。

(11) [略]

障がい福祉担当の分掌事務

(1) 身体障害者の福祉に関すること。

(2)～(5) [略]

(1) ラグビーワールドカップ大会の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。

大会運営担当の分掌事務

(1) ラグビーワールドカップ大会の運営に関すること（受入態勢整備担当の主管に属するものを除く。）。

(2) ラグビーワールドカップ大会の広報に関すること。

受入態勢整備担当の分掌事務

(1) ラグビーワールドカップ大会の交通及び輸送並びに宿泊に関すること。

(2) ラグビーワールドカップ大会のボランティアに関すること。

(3) ラグビーワールドカップ大会の警備及び消防並びに医療及び救護に関すること。

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2 環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

温暖化・エネルギー対策担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

放射線影響対策担当の分掌事務

(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に伴う原子力発電所の事故による放射性物質影響対策の総合的な企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 東日本大震災津波に伴う原子力発電所の事故に係る損害賠償請求及びその総合的な調整に関すること。

ジオパーク推進担当の分掌事務

(1) 三陸ジオパークの推進に関すること。

3～8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

企画担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 人口動態調査及び国民生活基礎調査に関すること。

(5)～(7) [略]

[略]

3 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

国保担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 市町村、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の指導、助言及び監督に関すること（国民健康保険に係るものに限る。）。

(3)・(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 国民健康保険運営協議会、国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会に関すること。

4・5 [略]

6 障がい保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

こころの支援・療育担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) 医療を要する障害者及び障害児の支援に関すること（子ども子育て支援課及び医療政策室の主管に属するものを除く。）。

(10) [略]

(11) [略]

障がい福祉担当の分掌事務

(1) 身体障害者の福祉に関すること（こころの支援・療育担当の主管に属するものを除く。）。

(2)～(5) [略]

[略]

7 子ども子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

少子化・子育て支援担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

結婚支援担当の分掌事務

(1) 結婚支援に関すること。

8 医療政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

医療政策担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) [略]

[略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2～4 [略]

5 観光課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

国際観光担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

[略]

6 [略]

7 ものづくり自動車産業振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

ものづくり産業振興担当の分掌事務

(1) [略]

(2) ものづくりに係る人材の育成に関すること。

(3) 産業集積の促進に関すること。

(4) [略]

[略]

自動車産業振興担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2～9 [略]

10 畜産課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

振興・衛生担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

11 [略]

12 森林整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

整備担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

13～17 [略]

[略]

7 子ども子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

少子化・子育て支援担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 結婚支援に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

8 医療政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

医療政策担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 医療施設調査及び患者調査に関すること。

(5) [略]

[略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2～4 [略]

5 観光課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

国際観光担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

[略]

6 [略]

7 ものづくり自動車産業振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

ものづくり産業振興担当の分掌事務

(1) [略]

(2) ものづくりに係る人材の育成に関すること (産業集積推進担当の主管に属するものを除く。)。

(3) [略]

[略]

自動車産業振興担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

産業集積推進担当の分掌事務

(1) 産業集積の推進に関すること。

(2) 産業集積に係るものづくり企業の支援に関すること。

(3) 産業集積に係る人材の確保、育成及び定着に関すること。

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2～9 [略]

10 畜産課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

振興・衛生担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

和牛改良推進担当の分掌事務

(1) 和牛改良の推進に関すること。

11 [略]

12 森林整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

整備担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

全国植樹祭担当の分掌事務

(1) 全国植樹祭の開催準備に関すること。

13～17 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 県土整備部に次の室及び課を置く。

(1)～(10) [略]

(11) 空港課

2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

用地担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

3～11 [略]

12 空港課の分掌事務は、次のとおりとする。

空港担当の分掌事務

(1) 空港の建設、改良及び維持管理に関すること。

(2) 空港施設の管理に関すること。

(3) 空港の振興に関すること。

(4) 航空に関すること。

(農業改良普及センター)

第69条 [略]

2 前項各号に掲げるもののほか、農業改良普及センターにおいては、主要農作物の種子に関する事務を処理するものとする。

3 第1項各号及び前項に掲げるもののほか、中央農業改良普及センターにおいては、次に掲げる事務を処理するものとする。

(1)・(2) [略]

4 [略]

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等(以下この条において「室課等」という。)に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
県民医療相談センター	[略]
岩手県計量センター	[略]
いわて6次産業支援センター	[略]
[略]	

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
本庁	[略]		
	環境生活部	[略]	上司の命を受け、環境、医務、農政、農村整備、林務、水産、漁港、道路都市、河川港湾又は復興の事務を掌理するとともに、部長若しくは局長に事故があるとき、又は部長若しくは局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	[略]		
	地域振興室	地域振興監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第6項地域振興担当及び県北沿岸振興担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
		地域連携推進監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第6項地域連携推進担当の分掌事務を掌理するとともに、室

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 県土整備部に次の室及び課を置く。

(1)～(10) [略]

2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

用地担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

空港管理担当の分掌事務

(1) 空港の建設、改良及び維持管理に関すること。

(2) 空港施設の管理に関すること。

3～11 [略]

(農業改良普及センター)

第69条 [略]

2 前項各号に掲げるもののほか、中央農業改良普及センターにおいては、次に掲げる事務を処理するものとする。

(1)・(2) [略]

3 [略]

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等(以下この条において「室課等」という。)に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
県民医療相談センター 岩手県医療勤務環境改善支援センター	[略]
岩手県計量センター	[略]
岩手県地域産業高度化支援センター	ものづくり自動車産業振興室
いわて6次産業化支援センター	[略]
[略]	

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
本庁	[略]		
	環境生活部	[略]	上司の命を受け、環境、医務、農政、農村整備、林務、水産、漁港、道路都市又は河川港湾の事務を掌理するとともに、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	[略]		
	地域振興室	地域振興監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第7項地域振興担当及び県北沿岸振興担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
		地域連携推進監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第7項地域連携推進担当の分掌事務を掌理するとともに、室

			長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	県北沿岸振興課長		上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第6項県北沿岸振興担当の分掌事務を掌理する。
[略]			
[略]			
環境生活部に属する出先機関	環境保健研究センター		
		副所長	[略]
		部長	[略]
[略]			
[略]			

2～5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部等	課等	
盛岡広域振興局	経営企画部	[略]	
		産業振興課	
		[略]	
	[略]		
	土木部	[略]	
		道路河川室	[略]
			河川砂防課
			災害復旧対策課
		[略]	
	[略]		
県南広域振興局	経営企画部	[略]	
		産業振興課	
		[略]	
	[略]		
沿岸広域振興局	経営企画部	[略]	
		産業振興課	
		[略]	
	[略]		
県北広域振興局	経営企画部	[略]	
		産業振興課	
		[略]	
	[略]		

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
総務部	総務室	管理課長 入札課長 放射線影響対策課長
	人事課	給与人事担当課長 行政経営担当課長
	[略]	
政策地域部	[略]	
	情報政策課	情報システム担当課長
	地域振興室	交通課長
	科学 I L C 推進室	[略]
	台風災害復旧復興推進室	台風災害復旧復興推進課長 台風災害現地対策課長

			長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	県北沿岸振興課長		上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第7項県北沿岸振興担当の分掌事務を掌理する。
[略]			
[略]			
環境生活部に属する出先機関	環境保健研究センター		
		副所長	[略]
		健康情報調査監	上司の命を受け、所の事務で特に命ぜられた事務を処理する。
		部長	[略]
[略]			
[略]			

2～5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部等	課等	
盛岡広域振興局	経営企画部	[略]	
		産業振興室	
		[略]	
	[略]		
	土木部	[略]	
		道路河川室	[略]
			河川砂防課
		[略]	
		[略]	
	[略]		
県南広域振興局	経営企画部	[略]	
		産業振興室	産業振興課
		[略]	[略]
	[略]		
沿岸広域振興局	経営企画部	[略]	
		産業振興室	
		[略]	[略]
	[略]		
県北広域振興局	経営企画部	[略]	
		産業振興室	
		[略]	[略]
	[略]		

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
総務部	総務室	管理課長 行政経営課長 入札課長
	人事課	給与人事担当課長 組織担当課長
	[略]	
政策地域部	[略]	
	情報政策課	地域情報化担当課長 情報システム担当課長
	三陸防災復興プロジェクト2019推進課	総務企画担当課長 運営担当課長
	科学 I L C 推進室	[略]

	国際室	[略]
文化スポーツ部	[略]	
	ラグビーワールドカップ2019推進課	総務企画担当課長 大会運営担当課長
環境生活部	環境生活企画室	企画課長 管理課長 温暖化・エネルギー対策課長
	[略]	
[略]		
商工労働観光部	[略]	
	ものづくり自動車産業振興室	ものづくり産業振興課長 企業立地推進担当課長 自動車産業振興課長
[略]		
県土整備部	県土整備企画室	企画課長 管理課長 用地課長
	[略]	
	港湾課	[略]
	空港課	空港担当課長
[略]		

別表第10 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設（第75条関係）

名 称	位 置
[略]	
岩手県立療育センター	盛岡市
[略]	

別表第11 附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名 称	所掌事務
[略]	
岩手県麻薬中毒審査会	[略]
岩手県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事。
[略]	
岩手県医療審議会	医療法（昭和23年法律第205号）第71条の2第2項の規定による公的医療機関等の開設等、医療計画の作成等及び医療法人の設立等に関する事項並びに医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事。
[略]	
岩手県農業共済保険審査会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第131条第1項及び第143条の2第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員からの保険に関する審査の申立てに関する審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議に関する事。
[略]	

条例によるもの

名 称	所掌事務
[略]	
岩手県個人情報保護審議会	個人情報保護条例第65条の規定により、同条例の規定によりその権限に属させられた事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第26条第1項に規定する特定個人情報

	国際室	[略]
	交通政策室	地域交通課長 空港振興課長
文化スポーツ部	[略]	
	ラグビーワールドカップ2019推進室	総務企画担当課長 大会運営課長 受入態勢整備担当課長
環境生活部	環境生活企画室	企画課長 管理課長 温暖化・エネルギー対策課長 放射線影響対策課長 ジオパーク推進担当課長
	[略]	
[略]		
商工労働観光部	[略]	
	ものづくり自動車産業振興室	ものづくり産業振興課長 企業立地推進担当課長 自動車産業振興課長 産業集積推進課長 就業支援担当課長
[略]		
県土整備部	県土整備企画室	企画課長 管理課長 用地課長 空港管理課長
	[略]	
	港湾課	[略]
[略]		

別表第10 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設（第75条関係）

名 称	位 置
[略]	
岩手県立療育センター	紫波郡矢巾町
[略]	

別表第11 附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名 称	所掌事務
[略]	
岩手県麻薬中毒審査会	[略]
岩手県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項の規定による県の国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に関する事。
岩手県国民健康保険審査会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事。
[略]	
岩手県医療審議会	医療法（昭和23年法律第205号）第72条第1項の規定による公的医療機関等の開設等、医療計画の作成等及び医療法人の設立等に関する事項並びに医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事。
[略]	
岩手県農業共済保険審査会	農業保険法（昭和22年法律第185号）第222条第2項の規定による農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び共済金額の適正化に関する事項等に関する調査審議に関する事。
[略]	

条例によるもの

名 称	所掌事務
[略]	
岩手県個人情報保護審議会	個人情報保護条例第65条の規定により、同条例の規定によりその権限に属させられた事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報

	<p>保護評価に関する事項を調査審議し、並びに同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項及び県における同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議すること。</p> <p>[略]</p> <p>岩手県がん登録情報利用等審議会 [略]</p> <p>岩手県国民健康保険運営協議会 岩手県国民健康保険運営協議会条例（平成29年岩手県条例第15号）第1条の規定により、県の国民健康保険事業の運営に関する事項を審議すること。</p> <p>岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>保護評価に関する事項を調査審議し、並びに同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項及び県における同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議すること。</p> <p>[略]</p> <p>岩手県がん登録情報利用等審議会 [略]</p> <p>岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会 [略]</p> <p>[略]</p>																																																
<p>2 (環境生活部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>生活衛生担当の分掌事務</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>[略]</p> <p>7・8 [略]</p> <p>別表第2</p> <p>1 [略]</p> <p>2 広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターの分掌事務（第23条関係）</p> <table border="1" data-bbox="191 1576 1041 2041"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分掌事務</th> <th colspan="2">分掌の区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>保健福祉環境部</th> <th>保健福祉環境部保健福祉環境センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40 [略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>41 [略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>42 [略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>3・4 [略]</p>	分掌事務	分掌の区分		備考	保健福祉環境部	保健福祉環境部保健福祉環境センター	[略]				40 [略]	[略]			41 [略]	[略]			42 [略]	[略]			<p>(環境生活部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>生活衛生担当の分掌事務</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>住宅宿泊事業に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>[略]</p> <p>7・8 [略]</p> <p>別表第2</p> <p>1 [略]</p> <p>2 広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターの分掌事務（第23条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1119 1576 1969 2041"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分掌事務</th> <th colspan="2">分掌の区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>保健福祉環境部</th> <th>保健福祉環境部保健福祉環境センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40 [略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>41 <u>住宅宿泊事業に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。</u></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>42 [略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>43 [略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>3・4 [略]</p>	分掌事務	分掌の区分		備考	保健福祉環境部	保健福祉環境部保健福祉環境センター	[略]				40 [略]	[略]			41 <u>住宅宿泊事業に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。</u>	○	○		42 [略]	[略]			43 [略]	[略]			<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年6月15日から施行する。</p>
分掌事務		分掌の区分			備考																																													
	保健福祉環境部	保健福祉環境部保健福祉環境センター																																																
[略]																																																		
40 [略]	[略]																																																	
41 [略]	[略]																																																	
42 [略]	[略]																																																	
分掌事務	分掌の区分		備考																																															
	保健福祉環境部	保健福祉環境部保健福祉環境センター																																																
[略]																																																		
40 [略]	[略]																																																	
41 <u>住宅宿泊事業に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。</u>	○	○																																																
42 [略]	[略]																																																	
43 [略]	[略]																																																	